

《医師記入用》 登園の際には、下記の医師による意見書（診断書）が必要です。

意見書（診断書）	
みたかつくしんぼ保育園・園長殿	
病名「 _____ 」	園児名 _____
年 月 日 症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と認めます。	
医療機関名 _____	医師名 _____

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活をする場所です。感染症での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園許可として意見書のご記入をお願いしています。感染力のある期間にご配慮いただき、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能になってからの登園であるようお願いいたします。

《医師の登園許可の必要な感染症》

病 名	感染しやすい期間[潜伏期間]	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで [10～12 日]	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強く、通常 7 日以内に減る [1～3 日]	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで(熱が下がった翌日から 3 日)
風疹	発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい [14～21 日]	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで [14～21 日]	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日 [14～21 日]	耳下腺の腫脹が発現した後 5 日経過し、かつ、全身状態が良好になってから
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間 [4～6 日]	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間 [4～6 日]	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで [7～10 日]	特有の咳が消失し、全身状態が良好なことまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O111、O26 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月	医師により感染の恐れがないと認めるまで